

第3期

白杵市

子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～11年度



令和7年3月
白杵市

はじめに

白杵市では、このたび、「第3期白杵市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、こどもたちの健やかな成長と子育て家庭を支えるための指針です。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、子育て環境が大きく変化しています。本市では、平成27年に「白杵市子ども・子育て支援事業計画」(第1期)を策定し、支援の充実を進めてきました。

また、平成28年開設の白杵市子ども子育て総合支援センター「ちあぼーと」を令和6年4月より「こども家庭センター」として位置づけ、妊娠期から出産・子育てに至るまで切れ目のない支援体制を整備・充実させています。

令和2年度から令和6年度の第2期計画が終了し、第3期へと移行します。これまでの取り組みをさらに発展させ、すべてのこどもが安心して成長できる環境づくりを推進してまいります。

本計画では、教育・保育の質向上、子育て支援サービスの充実、地域連携の強化を重点施策とし、白杵市で「こどもを産みたい」「こどもを育てたい」と思えるまちづくりを進めます。

すべてのこども・若者が幸せな状態(ウェルビーイング)で生活できるよう、地域全体で支え合い、家族・学校・地域・企業・行政が協力しながら、「こどもまんなか」社会の実現を目指します。

これらの施策を実現するには、市民の皆さま、関係機関、行政が一体となって取り組むことが不可欠です。皆さまのご理解とご協力を賜りながら、こどもたちの未来をともに築いていきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見やご協力をいただいた「子ども・子育て会議」委員の皆さま、ニーズ調査にご協力いただいた皆さまに心より感謝申し上げます。



令和7年3月

白杵市長 西岡 隆

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の法的根拠	3
3 計画の期間	3
4 計画の位置づけ	4
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	5
6 計画策定の経緯	7
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く状況と課題	10
1 本市の状況	10
2 アンケート調査結果の状況	16
3 目標値設定項目の状況	39
4 本市における子育て支援に関わる課題	40
第3章 計画における基本的な考え方	44
1 計画の基本理念	44
2 計画の基本目標	45
3 計画のめざす姿と基本的な視点	46
4 計画の施策体系	47
第4章 子ども・子育て支援事業計画に対する施策の展開	50
施策目標① こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり	50
事業項目①-1 社会全体の意識づくり	50
事業項目①-2 こどもの人権を尊重する意識づくり	51
事業項目①-3 男女共同参画に関する意識づくり	53
施策目標② 地域における子育て支援環境の整備	54
事業項目②-1 地域子育て支援サービスの充実	54
事業項目②-2 乳幼児期の教育・保育環境の整備	56
事業項目②-3 教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保	57
事業項目②-4 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	58
事業項目②-5 地域で支えるネットワークづくり	59
施策目標③ こどもが健康に生まれ育つ環境づくり	60
事業項目③-1 妊娠期から支える子育て支援の推進	60
事業項目③-2 こどもや母親（保護者）の健康づくり	62
事業項目③-3 臼杵の環境を意識した食育の推進	64
事業項目③-4 思春期の保健対策の充実	65
事業項目③-5 小児医療・保健の推進	67

施策目標④	こどもの生きる力を育む教育の推進	69
事業項目④-1	親や次代の親（こども）の育成	69
事業項目④-2	こどもの生きる力の育成に向けた教育内容の充実	71
事業項目④-3	家庭や地域の連携による教育力の向上	73
事業項目④-4	いじめ・不登校児童生徒に対する取組の充実	74
施策目標⑤	きめ細やかな対応が必要なこどもと親への支援	76
事業項目⑤-1	児童虐待防止対策の充実	76
事業項目⑤-2	ひとり親家庭等への自立支援の推進	79
事業項目⑤-3	障がい児等への支援の充実	80
事業項目⑤-4	様々な困りを抱えた親やこどもへの支援	82
施策目標⑥	子育ても仕事もしやすい環境づくり	84
事業項目⑥-1	住みたくなるまち白杵の環境づくり	84
事業項目⑥-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	86
事業項目⑥-3	父親の育児推進	87
施策目標⑦	こどもまんなかまちづくりの推進	88
事業項目⑦-1	子育てしやすい生活環境づくり	88
事業項目⑦-2	こどもの安全を守るまちづくり（危機管理）	90
第5章	子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期）	94
1	子ども・子育て支援制度の概要	94
2	計画の対象となる児童の人口推計（就学前児童・小学生児童）	96
3	提供区域の設定	98
4	教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	100
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	102
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	119
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	119
第6章	計画の推進体制	122
1	関係機関との連携体制	122
2	役割	123
3	計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知	124
資料編		126
1	白杵市子ども・子育て会議委員名簿	126
2	白杵市子ども・子育て会議条例	128
3	子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項	130
4	保育所・認定こども園・小・中学校・高校等の状況	132
5	子育て支援サービスの状況	135
6	経済的支援サービスの状況	140
7	用語解説	144



第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う乳幼児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力で推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

白杵市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「白杵市子ども・子育て支援事業計画」、令和元年度に「第2期白杵市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育て支援の充実」及び「こどもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期白杵市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期白杵市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。



2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これまで本市で策定した関係する各分野の計画と連携し、整合性を図りつつ策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【子ども・子育て支援法第 61 条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの 5 年間とし、令和6年度に策定しました。計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期白杵市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期白杵市子ども・子育て支援事業計画				



4 計画の位置づけ

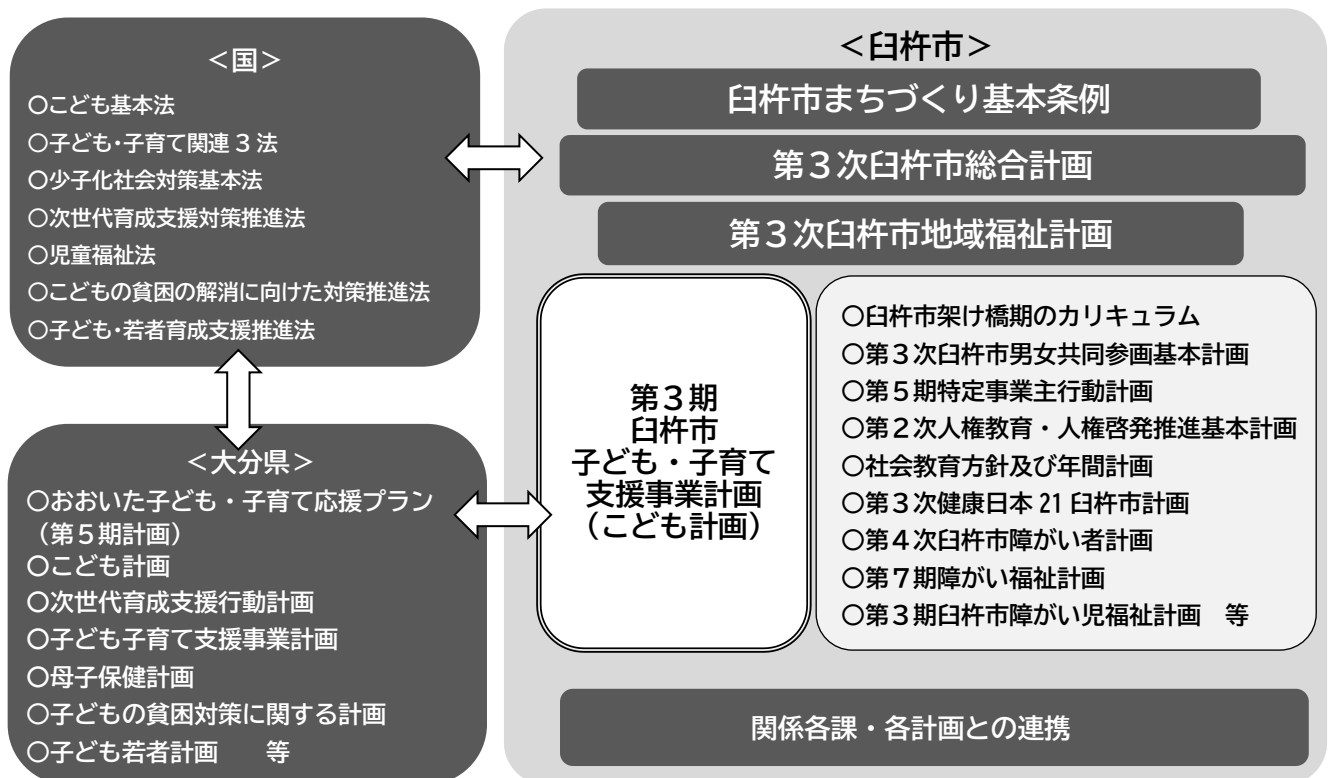
○本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に則して、策定するものです。

○本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取組を可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置付けます。

○本計画には、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法及び子ども・若者育成支援推進法に関する施策を含めます。

○本計画は、臼杵市まちづくり基本条例を核とし、国・県との連携を図り、第3次臼杵市総合計画を上位計画として、臼杵市男女共同参画基本計画、社会教育方針及び年間計画、健康日本 21 臼杵市計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとし、こどもと子育てを取り巻く施策としては、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

■ 国・県・関連計画等との連携





5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育人材等の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)



平成	法律・制度等	内容
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。 （計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。 ＜こどもまんなか社会＞ こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義されている。



6 計画策定の経緯

(1) 臼杵市子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「臼杵市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

臼杵市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年1月28日から令和7年2月28日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

(3) 実態調査の実施

臼杵市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に子育て中の保護者や子どもを対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度実態調査の概要

調査対象者	臼杵市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までのこどもがいる全世帯 ※対象のこどもは末子としています。					
調査期間	令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）					
調査方法	郵便発送及び施設経由の配布による調査 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	854件	382件	194件	576件	67.4%
	小学生	774件	188件	266件	454件	58.7%
	合計	1,628件	570件	460件	1,030件	63.3%



7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。

